

ACUITY **LAW**



Doing Business in India

February 2024

CONTENTS

BACKGROUND 背景	3
CONDUCTING BUSINESS IN INDIA インドでのビジネス展開	3
Setting up presence in India インドでのプレゼンス確立	3
Operating as a Foreign company 外国企業としての活動	3
Operating as an Indian company インド企業としての活動	4
Types of Financing 資金調達の方法	4
Equity financing エクイティファイナンス	5
Debt financing デットファイナンス	5
Repatriation of funds 資金の本国送還	6
Modes of repatriation in an Indian company インド企業の本国送還の形態	6
LEGAL AND REGULATORY FRAMEWORK 法律と規制の枠組み	7
Foreign Exchange Laws 外国為替法	7
Foreign Direct Investment 外国直接投資 (FDI)	7
Pricing guidelines 価格ガイドライン	7
Taxation 税務	8
Direct Tax 直接税	8
Indirect tax 間接税	10
Employment law 雇用法	13
SECTOR INFORMATION セクター別情報	14
Manufacturing 製造業	14
Pharmaceuticals 医薬品業	15
Automobile 自動車産業	16
CONCLUSION 結論	17

BACKGROUND 背景

2014年、インド政府は、インドを製造業の「ハブ」とし、また、イノベーションを促進するため、「Make in India」をスタートしました。また、当該目的の下、インドにおけるビジネスのしやすさの向上に向けて、手続き上のハードルを最小化するための様々な措置を講じてきました。結果として、世界銀行が発表する「ビジネスのしやすさ指数」におけるインドの順位は大幅に向上しています(193カ国中143位→63位へと上昇)。また、2023-24年度予算では、法的・規制的枠組みの簡素化に向けて、39,000以上のコンプライアンスが削減され、3,400以上の法律条項が非犯罪化されています。その他にも、アントレプレナーシップ促進のための「Start-up in India」の開始等、様々な取り組みが実行されています。

インド政府はグローバル企業のインド進出を促進する姿勢を明確に打ち出していますが、インドに進出する・あるいはインドと取引を行う企業にとっては、各種関連法規制の枠組みや仕組みについて理解しておくことが重要です。本記事では、インドでのプレゼンス確立、資金調達ルート、事業遂行上の規制の枠組み、外国為替法、税制度の概要について、解説しています。(記載されているストラクチャーや承認ルート等は、概要について理解するための例示に過ぎない点についてのみご留意・ご理解の上、御覧下さい)。

CONDUCTING BUSINESS IN INDIA インドでのビジネス展開

Setting up presence in India インドでのプレゼンス確立

Operating as a Foreign company 外国企業としての活動

- **Liaison Office** リエゾンオフィス：リエゾンオフィスとは、外国企業の本社とインド法人との間のコミュニケーションチャンネルとして機能する事業所をいいます。ビジネス環境の理解、親会社製品の認知度の向上、ビジネスや投資機会の探索のために設置されます。

リエゾンオフィスの留意点：

 - (a) リエゾンオフィスは、インドにおいて、直接・間接を問わず、商業、貿易、産業活動を行うことはできない
 - (b) インド国内で収入を得ることはできない
 - (c) リエゾンオフィスの経費は、外国企業の本社からの送金で賄うことが義務付けられる
- **Project Office** プロジェクトオフィス：インドで契約を獲得し、仮施設や仮設事務所において特定のプロジェクトの実施を計画する外国企業は、プロジェクトオフィスの設立が許可されます。有効期間はプロジェクトの期間によって異なります。以下のいずれかの条件を満たす場合に、プロジェクトオフィスの設立許可が付与されます。

 - (a) プロジェクト資金をインド国外送金により直接調達する
 - (b) プロジェクト資金を二国間または多国間の国際的融資機関から調達する
 - (c) 契約を発注するインドの企業または団体が、プロジェクトのためにインドの公的金融機関または銀行からタームローンを供与されている
 - (d) プロジェクトが必要な規制許可を得ている

- **Branch Office 支店** : 支店は、インドにおける外国企業の拡張部分であり、親会社と同様の活動に従事することが目的とされ、以下の活動が許可されます。
 - (a) 物品の輸出入
 - (b) 専門/コンサルタント的サービスの提供
 - (c) 親会社の従事分野における研究活動の実施
 - (d) インド企業と親会社または海外グループ企業との間の技術的・財政的協力関係の促進
 - (e) 親会社を代表するインドでの売買代理
 - (f) サービスの提供

Operating as an Indian company インド企業としての活動

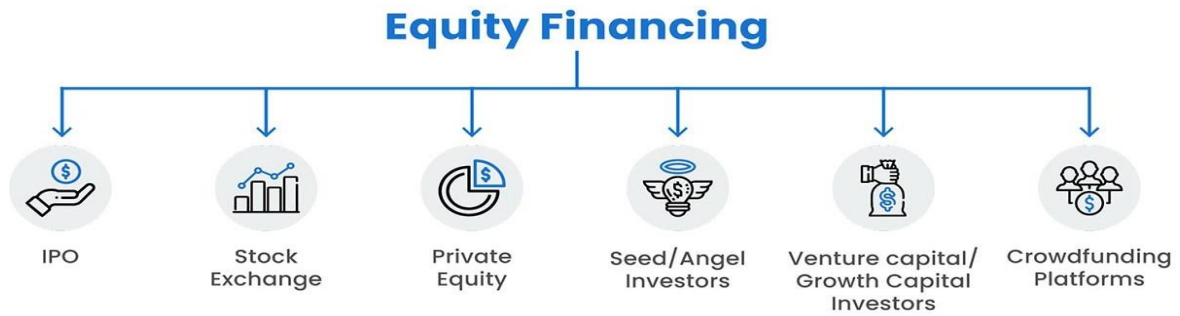
- **Subsidiary Company 子会社** : インドにおける会社設立(子会社の設立または買収)は、法律、税務、規制等様々な側面から、長期的観点でビジネスを行う場合に適しています。会社(一般的には海外親会社の子会社として設立)は、100%外資でありながら、インドの法律上「インド居住者」として扱われます。
- **Limited Liability Partnership (LLP) 有限責任事業組合** : LLPは、事業体としてパートナーとは別個の法人とみなされず。会社と同様に利益を提供する一方で、コンプライアンス要件が少なく、運営は比較的容易となります。また、パートナーの責任は、貢献度に制限されず。

2013年インド会社法上、会社設立に必要な主要事項は以下の通りです(なお、会社設立完了までに要する期間は、通常8~12週間程度です)。

- 会社名の予約申請
- 取締役識別番号(DIN)の取得
- 会社登記申請書の提出
- 基本定款(MOA)や付属定款(AOA)等の会社設立書類の提出
- 2013年会社法上の要件遵守に関する宣言書の提出

Types of Financing 資金調達の方法

インドでのプレゼンスの確立方法を特定した後は、次のステップとして、設立・事業運営のための資金の調達方法について決定することが重要です。インド企業への外国投資は、1999年外国為替管理法(FEMA)及び関連規則の下、インド準備銀行(RBI)によって規制されており、価格設定ガイドライン、投資・送金形態、資金受領方法についての規定が存在します。

Equity financing エクイティファイナンス

インド企業は、以下の方法で資金を調達することが可能です。

- 等が可能です。なお、FEMA は、インド企業が外国人投資家に株式を発行する際、セクター別の上限および価格設定ガイドラインに従わなければならない、と定めています。インド企業の株式資本による調達は、主に (i) ライツイシュー：既存株主に対し、持株比率に応じて株式を発行する方法、(ii) 私募増資：特定の個人・法人グループに対して株式を発行する方法、のいずれかによって行われます。
- **Preference Share Capital 優先株式資本**：優先株式資本は、配当や資本の返済に関して優先的な権利を有する株式資本です。強制転換優先株式 (CCPS) は対外直接投資政策の下資本として扱われ、非転換/任意転換優先株式 (NCPS/OCPS) は対外商業借入として扱われます。

Debt financing デットファイナンス

- **External Commercial Borrowings (ECBs) 対外商業借入**：ECB とは、銀行融資、バイヤーズ・クレジット、サプライヤーズ・クレジット、外国株主からの融資、証券化商品 (変動利付債や固定利付債等)、外貨建転換社債型新株予約権付社債 (FCCB)、外貨建交換社債型新株予約権付社債 (FCEB)、自由に兌換可能な外国通貨やルピー建ての非居住者金融機関からの INR 建社債、ファイナンス・リース等の商業貸付の方法により、インド企業が外国人投資家から資金を調達手法です。ECB は、最低償還年限、最終用途に関する制限、オール・イン・コスト上限等の基準を満たす必要があります。
- **The framework for raising loans through ECB comprises the following two options ECB を通じた融資調達の枠組みにおける2つの選択肢**：(i) 自由に兌換可能な外国為替による外貨建て ECB、(ii) ルピー建て ECB、の2つの選択肢が存在します。ECB の最低平均満期期間は3年ですが、特定のカテゴリー (運転資金目的または一般事業目的の ECB、製造企業が調達する ECB 等) において例外が存在し、平均満期期間は1年から10年の間となります。ECB は、自動ルートと承認ルートの2つのルートにより利用が可能となります。RBI のガイドラインによると、ECB の枠組みにおける規定の基準に適合している場合、自動ルートにて調達が可能です。な

お、承認ルートにおいては、借入希望者はRBIに要望書を送付する必要があります。

- Debentures and Borrowings 債券および借入**：企業は、債券、社債、その他の負債証券の発行や一般の預金受け入れにより資金を調達することも可能です。債券には、償還可能なもの、無記名または記名式のもの、転換可能なもの、転換不可能なもの等があります。なお、強制完全転換社債 (CCD) は、外国為替法では資本として扱われます。RBIは、CCDの転換方式/転換価格を発行時に前もって決定することを義務付けています。非転換型/任意転換型債券はECBと解釈され、ECBガイドラインに準拠する必要があります。



Repatriation of funds 資金の本国送還

インドに投資された外国資本は、税金の支払い後、資本の増加があれば、増加分も含めて本国に送還することが認められています。本国送還は、FEMAの規制に従い、投資が送金可能な基準で行われていた場合であって、適用されるロックイン条件に従うことを条件に許可されます。

Modes of repatriation in an Indian company インド企業の本国送還の形態

通常、セカンダリー・セールもしくは自社株買いにより送還がなされます。

- Secondary sale セカンダリー・セール**：インド企業の株式の売却や譲渡は、2013年会社法により規定されています。インド企業の外国人株主は、インド居住者又は非居住者に譲渡する形で株式を売却することが認められています。また、インド国外居住者は、インド企業の株式または転換社債を売却(または贈与)することにより、インド国外居住者に譲渡することができます。ただし、非居住者とインド居住者間の株式譲渡は、FEMAの価格ガイドラインに従う必要があります。
- Buy back 自社株買い**：インド企業による自社株買いは2013年会社法によって規定されており、必要な諸要件に従うことを条件に、会社の払込資本金と自由準備金の合計額の25%までの実施が認められています。自社株買いを行う会社は、会社が支払った対価から、当該株式の発行時に会社が受け取った金額を差し引いた金額に対して、所定の税金を支払う義務があります。非居住者である株主からの自社株買いの場合、FEMA規則に規定された価格設定ガイドラインに従う必要があります。

その他の送還方法、以下のようなものがあります。

- Dividend 配当**：インド企業が獲得した利益は、十分な自由準備金があることを条件に、配当として本国へ送金することが可能です。
- Royalties and fee for technical services ロイヤルティおよび技術サービス料**：インド企業

は、提携契約に基づき、(a)ロイヤルティ、技術ノウハウ、(b)技術サービスの対価、を外国企業に支払うことが認められています。契約時の留意点は、(i)支払いの真正性を立証すること、(ii) 関連企業間取引の場合における独立企業間取引の対象となること、(iii) 二重租税回避条約 (DTAA) に規定の税率による源泉徴収の対象となること、等があります。

LEGAL AND REGULATORY FRAMEWORK 法律と規制の枠組み

a. Foreign Exchange Laws 外国為替法

インドでは、RBIが、FEMAに基づく通達、マスターディレクション等を通じて、外国為替管理に関連する各種ガイドラインを発行しています。外国為替取引は以下の種類に分類されます。

- **Capital account transactions 資本勘定取引**：インド国内居住者のインド国外における資産・負債、および、インド国外居住者のインド国内における資産・負債を変更する取引をいいます。一般に、資本勘定取引は特別な許可がない限り、禁止されています。
- **Current account transactions 経常勘定取引**：資本勘定取引以外の取引をいいます。経常勘定取引は、通常、RBI の事前承認を必要としませんが、以下のような例外も存在します。
 - (i) 1プロジェクトあたりの金額が100万ドルを超えるインド国外からのコンサルタント・サービスの調達
 - (ii) インドへの投資額の5%と110万ドルのいずれか高い額を上限とする設立前経費の払い戻し

Foreign Direct Investment 外国直接投資 (FDI)

インドで事業を展開する外国人投資家は、インドの外国為替管理法を遵守する必要があります。外国直接投資政策はインド政府により発行され、随時改正が行われています。殆ど全ての分野において、政府の事前承認を必要としない「自動ルート」による直接投資が認められています。一方で、上限額に関する制限や、その他特定の条件が付されている分野も存在します。

Pricing guidelines 価格ガイドライン

一部の例外を除き、株式の価格設定に関するガイドラインは以下の通りです。

- **Fresh issue of shares 新株発行**：上場会社の場合、株式の価格はSEBIガイドラインに従って算定されますが、非上場会社の場合、株式の価格は、SEBIの登録マーチャント・バンカー/勅許会計士/開業原価計算人により、国際的に認められている独立企業間価格算定方法に従って決定された株式の公正価値を超えてはならないとされています。
- **Transfer of shares from resident to non-resident 居住者から非居住者への株式譲渡**：上場会社の場合、価格はSEBIが定める優先割当ガイドラインに従って算定した価格を下回ってはなりません。非上場会社の場合、新株発行時と同様となります。
- **Transfer of shares from non-resident to resident 非居住者から居住者への株式譲渡**：上場

会社の場合、株式の価格はSEBIガイドラインまたはSEBIが定める優先割当ガイドラインに従って算定した価格を超えてはなりません。非上場会社の場合は、SEBIの登録マーチャント・バンカー/勅許会計士/実務原価計算人により、国際的に認められている独立企業間価格算定方法に従って決定された株式の公正価値を超えてはならないとされています。

- **Deferred consideration 繰延支払**：居住者である買主と非居住者である売主との間の譲渡の場合、繰延支払が認められており、買い主は、対価の25%以下の金額を延納することができます。繰延支払いは、譲渡日から18ヶ月以内に行う必要があります。なお、繰延対価は、エスクローの取り決めや補償の形で決済することも認められています。

b. Taxation 税務

Direct Tax 直接税

インドの税法は、国会にて立法され、財務省歳入局により管理されています。インドには、(a)所得税/直接税、(b)間接税、の2つの課税形態が存在します。

インドにおける所得税/直接税の課税および徴収に関する規定は、1961年所得税法(所得税法)に定められています。課税期間(会計年度)は4月1日から3月31日であり、会計や帳簿管理を含むすべての報告目的で同一です。インドにおける課税は、主にその者(個人および個人以外の形態の事業体を含む)の居住形態に基づき、以下の方法で決定されます。

- インド企業は常にインドの居住者とみなされます。
- インド企業以外の企業は、会計年度内にPoEM(Place of Effective Management)がインドに存在する場合、居住者であるとみなされます。PoEMとは、事業遂行に必要な、経営上及び商業上の意思決定が実質的に行われる場所をいいます。
- 個人については、以下の場合にインド居住者とされます。
 - 会計年度内に182日以上インドに滞在している(182日ルール)
 - 会計年度内に60日以上インドに滞在し、かつ過去4年間の合計で365日以上インドに滞在している(60日ルール)
 - なお、上記規定には例外も設けられており、各々の事実パターンについて詳細に分析する必要があります。
- **Corporate tax structure 法人税の構造**：インドの現在の法人税率構造は、以下の通りです。
 - Corporate Tax – Domestic Company 法人 - 国内企業

2019年に導入された特惠税制により、法人税率は22%に引き下げられ、新設製造会社については15%まで引き下げられました。新設製造会社とは、2019年10月1日以降に設立・登記され、2024年3月31日以前に新たに工場や機械を使用して製造を開始した会社を指します。納税者は、新税制と旧税制のいずれかを選択することが可能ですが、2019-20年度に設立された国内の製造企業の5社中2社が特惠税制を選択しています。

Particulars	Resident company opting for concessional tax regime		Resident Company not opting for concessional tax regime					
	Any company	New company	Company with turnover up to 4,000 mn			Other Companies		
Category / income threshold (INR mn)			Up to 10 Mn	Above 10 mn up to 100 mn	Above 100 mn	Up to 10 mn	Above 10 mn up to 100 mn	Above 100 mn
Basic tax Rate	22	15	25	25	25	30	30	30
Surcharge	10	10	-	7	12	-	7	12
Cess	4	4	4	4	4	4	4	4
Effective Tax Rate	25.17	17.16	26	27.82	29.12	31.20	33.20	34.94

▪ Corporate Tax – Foreign Company 法人税 - 外国企業

(a) Doing business in India インドでのビジネス展開

外国企業がインドで事業を行う場合、規制について確認するだけでなく、インドで発生する可能性のある税制上の影響についても認識しておく必要があります。数ある税務上の問題の中でも、インドでの事業を通じて「事業所得」を得る場合、すなわちインドに課税対象となる拠点が存在することによって生じる税務上の影響は、重大な懸念事項の一つとなります。国際課税の原則として、事業所得を得る外国企業は、インドに恒久的施設（PE）を有する場合に限り、当該事業所得について他国（すなわちインド）で課税されます。PEに帰属する利益のみが課税対象となります。PEは、インドに事業所がある、インドに従業員がいる、インドに外国企業を代行する代理人がいる、インドで建設・組立プロジェクトを行っている、支店やプロジェクトオフィスその他インドに事務所がある場合等、様々な理由で発生する可能性があります。外国企業は、インドで事業を行うことにより発生する可能性のある税務上の影響や、インドで実施する必要のある付随的なコンプライアンスについて、しっかりと確認しておく必要があります。

インドにPEがある場合に適用される税率は、以下の通りです。

Particulars	Income up to 10 mn	Income between 10 mn and 100 mn	Income above 100 mn
Basic tax rate	40%	40%	40%
Surcharge	-	2%	5%
Cess	4%	4%	4%
Effective tax rate	41.60%	42.43%	43.68%

(b) Withholding tax 源泉徴収税

商品の購入またはサービスの受領に対して外国企業に支払われる支払いは、支払者が適用税率で源泉徴収を行います。

(c) Investment in India インドでの投資

インドに投資する外国企業は、投資終了時および投資保有中に支払いを受ける際に発生する可能性のある所得税の問題について認識しておく必要があります。

(d) Capital gains キャピタルゲイン

株式・証券の譲渡益に対して、保有期間に応じた適用税率（10%、15%、40%）にて課税がなされます。なお、関連するDTAAにおいて利用可能な優遇措置の対象となります。

(e) Dividends 配当

インド法人が非居住株主に対して支払った配当金は、インドにおいて適用税率（通常20%）にて課税されます。なお、非居住者株主は、関連するDTAAに基づく軽減税率の適用がある場合には、適用の申請が可能です。

(f) Interest 利息

投資が負債の性質を持つ場合、その支払利息は、インドにおいて適用税率（通常20%）にて課税されます。なお、関連するDTAAに基づく軽減税率の適用がある場合には、適用の申請が可能です。

**Indirect tax 間接税**

インドでは、間接税は大きく分けて(a)関税、(b)物品サービス税(GST)にて構成されています。

- **Customs Duty 関税**

関税の徴収は、1962年関税法にて規定されており、インドへの商品の輸入およびインドからの特定商品の輸出には、関税が課されます。関税率は、国際商品分類システム(Harmonized System of Nomenclature)とほぼ同一の関税率表(Customs Tariff)の分類によって決定され、輸入品に対する一般的な関税率は、取引価格の0%から28%の範囲内です。ただし、特定の商品の輸入に対しては、商品の性質に応じて、最高200%までの高い税率が定められています。なお、殆どの場合において、関税は従価税にて計算されます。関連者間取引において、商品の適切な価格を決定するための特別な規則が定められている点には留意が必要です。

「ビジネスのしやすさ」促進の一環として、インド税関当局は「シングルウィンドウ」審査・許可制度を導入しています。これにより、輸出入者が共通ポータルサイトに書類を(電磁的に)提出することで、ライセンス等の必要な証明書を取得する際の規制当局への問い合わせ等が省略化・効率化されます。通関手続きに関する主要な規制機関には、食品安全(FSSAI)、薬品管理、植物検疫、動物検疫、繊維委員会等があります。

インドは、日本、タイ、マレーシア、オーストラリア、韓国、スリランカ等の国との貿易協定に署名しています。具体的には、(i)自由貿易協定、(ii)特惠貿易協定、(iii)包括的経済協力協定、(iv)包括的経済連携協定等であり、譲許的関税と最小限の介入にて、迅速かつ円滑な国境を越えた商品の移動が可能となります。

• GST 物品サービス税

GSTとは、物品・サービスの供給に対して課税される、仕向地ベースの消費税です。GSTは2017年7月1日に導入され、サービス税、付加価値税、物品税、その他複数の間接税が統合されました。なお、現在、食用アルコール、石油製品(石油原油、モータースピリット(ガソリン)、高速ディーゼル、天然ガス、航空タービン燃料)、電力、は対象外です。GSTは、製造、流通、最終消費といったバリューチェーンの各段階において課税され、ある取引段階で(供給者が)支払ったGSTは、次の取引段階におけるGSTの支払義務を計算する際に、(受領者が)クレジットとして利用できます。当該クレジットをバリューチェーンの各段階で控除することにより、GST全体の流出が調整されます。

インドは、中央政府と州政府の両方が課税を管理しており、共通の課税基盤にGSTを課税するという二重GSTモデルを採用しています。州内取引の場合、中央政府が課税するGSTは中央GST(CGST)、州政府が課税するGSTは州GST(SGST)と呼ばれます。州を跨ぐ取引の場合、統合GST(IGST)として、中央政府が管理した上で州政府に共有されます。GST支払義務のある事業者は、インドの各州および連邦直轄地域において、個別にGST登録を受ける必要があります。

現行のGSTの税率は、(i)必需品とサービスについては0%、(ii)貴石、金等については0.25%~3%、(iii)一般的な商品とサービスについては5%もしくは12%、(iv)標準税率は18%、(v)贅沢品と罪悪品については28%、加えて最高15%の補助課税が加算されます。GST登録における申請限度額は、サービスが200万ルピー、商品が400万ルピーです。GSTは、納税者の状況に応じて月次または四半期毎の申告が必要となり、納付は月単位で実施します。

KEY INCENTIVE SCHEMES 主要なインセンティブスキーム

• 国際金融サービスセンター(IFSC)における税制上の優遇措置:

- Tax Holiday(タックス・ホリデー) - 税制上の認可を受けた年から15年間の内、納税者の選択により10年間連続して100%の利益連動控除を受けることが可能です。
- 2016年4月1日以降に設立された、外貨建所得を得る企業に対する最低代替税率が9%まで引き下げられます。

- IFSC証券取引所で行われる証券/商品取引に対する証券取引税/商品取引税が免除されます。
- 2018年4月1日以降、IFSCの公認証券取引所で行われた非居住者による、(a)債券または特定GDR、(b)インド企業のルピー建て債券、(c)デリバティブ、(d)2020年3月5日付で中央政府が通知した証券(外貨建て債券、投資信託/AIF/事業信託のユニット、企業の外貨建て株式)、等の資産取引は、対価が外貨で支払われる場合に限り、譲渡とはみなされず非課税となります。
- 2019年9月1日以降に借り入れた金銭に関して、IFSCに所在する企業が非居住者に支払う利子による所得が非課税となります。



- **Production Linked Incentive Scheme 生産連動型インセンティブスキーム**

- インド国内で製造された製品の売上増に対してインセンティブを付与する業績連動スキームをいいます。
- 適用対象は、医薬品、エレクトロニクス、自動車、通信、繊維、再生可能エネルギー、鉄鋼など14の主要セクターに拡大されています。
- 売上高の増加分に対して最大7%のインセンティブが支給され、大規模な製造が奨励されています。

- **Remission of Duties and Taxes on Exported Products Scheme 輸出製品に対する関税・消費税の免除スキーム**

- インド製品の輸出プロセスを緩和することを目的に、輸出企業が輸出製品の製造や流通に際して支払った関税のリベートや還付を認める制度です。
- 輸出製品の原価に含まれる中央・州・地方の関税や地方税のうち、既存の制度で還付されていないものに対する払い戻しが行われます。

- **経済特区(SEZ)における税制上の優遇措置**

- SEZは、貿易操作や関税、税関等の目的に限定して、国外領域とみなされる特定の範囲を明確に示した免税地域です。
- インド政府は、統合・簡素化されたインフラと投資誘致のためのインセンティブ・パッケージをベースに、SEZスキームを活用する形で、効率的な輸出環境の創出を目指しています。
- SEZ内に設立され、製造、生産、サービス提供に従事する企業に適用される税制上の優

遇措置には以下のようなものがあります。

- (i) 初期5年間の輸出利益に対する100%控除
 - (ii) 次期5年間の輸出利益に対する50%控除
 - (iii) 3年以内に工場や機械を取得するためにSEZの再投資準備口座に移管された場合における、輸出利益に対する50%控除
- **100%輸出志向ユニット(100%EOU)スキームにおける税制上の優遇措置**
 - 100%EOUスキームでは、資本財、原材料、消耗品の免税輸入、輸出所得に対する税控除等、多くの優遇措置が規定されています。
 - 製造、サービス、ソフトウェア開発、農業、養殖、畜産、養鶏、園芸、養蚕等、様々な事業活動のために、場所の制限なくユニットの設置が認められています。
 - **エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク (EHTP) スキームおよびインド・ソフトウェア・テクノロジー・パーク (STP) スキーム**
 - これらのスキームは、100%EOUスキームに沿った免税輸入や、みなし輸出の恩恵、免税措置等のインセンティブや施設をパッケージ型で提供するものです。
 - コールセンター・サービス、データ処理、医療用テープ起こし等の輸出志向型IT対応サービスも、STPスキームに登録する資格を有します。

c. Employment law 雇用法

インドにおける、雇用者および被雇用者に適用される主な労働関連の法律は、以下の通りです。

- **Industrial Disputes Act, 1947 (1947年労働争議法)**：労働争議における調査及び解決について、規定しています。
- **Trade Unions Act, 1962 (1962年労働組合法)**：使用者と労働者の労働組合登録について規定しており、州政府が管理を行います。登録された労働組合には、法的地位及び法人格が付与されます。
- **Payment of Bonus Act, 1965 (1965年賞与支給法)**：特定の事業所における被雇用者に対する、利益または生産しくは生産基準に基づく賞与の支給及び関連事項について、規定しています。
- **Payment of Gratuity Act, 1972 (1972年報奨金支払法)**：熟練、半熟練、未熟練、手作業、監督、技術、または事務作業等に従事して賃金を得る全ての被雇用者全員に対し、その雇用条件が明示的であるか否か、また、被雇用者が管理職であるか否かにかかわらず、勤務終了時に支払われる報奨金の支払いについて、規定しています。
- **Workmen's Compensation Act, 1923 (1923年労働者災害補償法)**：労働災害または業務上の疾病により、従業員が就業中に障害または死亡に至った場合の従業員及びその遺族に対する補償について、規定しています。

- **Factories Act, 1948 (1948年工場法)**：工場労働者の健康、安全、福祉について、規定しています。
- **Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952 (1952年従業員積立基金および雑則法)**：事業所の従業員の経済的安定確保のための強制貯蓄制度の設置について、規定しています。
- **Maternity Benefit Act, 1961 (1961年出産手当法)**：特定事業所における女性の産前産後の所定期間の雇用について、規定しています。
- **Employees State Insurance Act, 1948 (1948年従業員保険法)**：従業員が工場、事業所、その他の場所で働いているか、主たる従業員に直接雇用されているか、中間代理店を通じて雇用されているか、にかかわらず、雇用が工場や事業所に付随または関連している場合における、雇用中の疾病、出産、負傷時の従業員に対する医療および現金給付の提供について、規定しています。

SECTOR INFORMATION セクター別情報

特定のセクターを対象とする政府のイニシアチブ政策において、特に製造業と医薬品業の分野で、新規事業立ち上げのハブとしてのインドの地位の向上・強化を目指す姿勢が確認できます。

a. Manufacturing 製造業

インドでは、製造業は依然として中心産業であり、設備投資及びM&A双方の増加により生産高が急増しており、輸出への寄与度も増加しています。最新の製造業の輸出高は4,474億6,000万ドルと、過去最高を記録した前年度(22年度)の4,220億ドルを6.03%上回っています。

製造活動は、投資先企業による自社製造、または、法的拘束力を持つ契約下におけるインド国内での委託製造のいずれかとなり、元本対元本、元本対代理人のいずれでも可能です。FDI政策の規定に従い、「製造」部門への外資は自動ルートで行われます。製造業者は、インド国内で製造した製品を、卸売市場や小売市場(電子商取引を含む)を通じて、政府承認なしで販売することが認められています。また、貿易分野においては、インド国内で製造・生産された食品に関しては、e-コマースを含む小売取引において、政府承認ルートによる100%のFDIが認められています。

政府は製造業の更なる発展のため、複数のイニシアチブ制度を導入しています。以下、その一部についてご紹介します。

- 製造業に従事する新規協同組合に対する所得税率が22%から15%へと引き下げられています。また、2020-21年度予算において、「NSWS(National Single Window System)」の開始が発表されました。NSWSは、「エンド・ツー・エンド」による円滑化を提供し、投資家による投資実行前のアドバイス、銀行システム関連情報、投資に必要な承認等の申請・取得プロセスが容易となります。
- インドにおける大規模電子機器製造のための生産連動型インセンティブ(PLI)スキームが発表されています。組立、テスト、マーキング、パッケージング施設(ATMP施設)、自動車、携帯電話製造、特定電子部品、が対象となります。PLIスキームにより、今後5年間で、生産、技能、雇用、経済成長、輸出を大幅に改善することが期待されています。
- インドを製造、デザイン、イノベーションのハブにするため、インフラと製造部門への投

資を行い、技術革新を促進する「Make in India」イニシアチブが、2014年9月25日にインド政府主導で開始されています。

- 製造業は強固な物流ネットワークから利益を得ています。2022年9月17日、インド政府は国家物流政策(NLP)を開始しました。NLPの主な目的は、インドの物流エコシステムを先進国に匹敵する程度に発展させ、物流関連コストを削減することにあります。

上記のような各種制度の影響もあり、インドでは製造業への外国投資も増加しています。2000年4月から2022年9月までの自動車産業へのFDI流入額は337億7,000万ドルであり、これは同期間のインドへのFDI流入額全体の約5.48%に相当します。政府は、産業回廊とスマートシティの開発に重点を置き、産業発展のための統合、監視、環境整備を行い、革新的な製造方法を推進していく意向です。携帯電話、高級品、自動車メーカー等がインドに製造拠点を設立/設立中であり、この傾向は将来に渡り続く見込みです。

b. Pharmaceuticals 医薬品業

インドは世界最大のジェネリック医薬品供給国であり、世界供給量の20%のシェアを占めています。また、世界のワクチン需要の50%を占めます。医薬品の生産量としては世界第3位、金額では世界第14位であり、世界の生産量の約10%、金額では約1.5%を占めています。



- 医薬品業では、グリーン・フィールド・プロジェクトでは100%まで、ブラウン・フィールド・プロジェクトでは74%まで、自動ルートによるFDIが認められています。74%を超える場合には、政府承認が必要となります。ブラウン・フィールド投資におけるその他の条件は以下の通りです。
 - 「競業避止義務」条項は、政府承認がある等特別な状況を除き、認められません。
 - 投資予定者及び投資先は、外国投資申請書とともに証明書を提出する必要があります。
 - 政府は、承認時に適切な条件を盛り込むことが可能です。
 - 自動承認ルートと政府承認ルートがあり、一定の条件を満たすことが条件とされます。
 - 医療機器の製造に関しては、自動承認ルートによる100%までの直接投資が認められています。すなわち、上記の諸条件は、当該業種においては適用されません。
- 政府は医薬品業の発展・強化のため、以下のような様々な施策を講じてます。
 - 主要出発原料(KSM)/医薬品中間体(DI)および医薬品有効成分(API)におけるPLIスキーム
 - 総予算6,090ドルの「製薬産業強化」(SPI)プログラムを通じた既存の製薬クラスター及びMSMEへの支援
 - 2023年4月26日、2023年国家医療機器政策(National Medical Devices Policy, 2023)が承認されました。これにより、医療機器セクターの成長促進、アクセス、価格、品質、革新という公衆衛生の目標の達成が期待されています。

インドの医薬品業は、多くの国から投資の恩恵を受けています。特に、日本企業はインドの医薬

品・医療機器産業への投資が奨励されており、製薬協会と日本医療機器産業連合会の連携はその一例です。今後5年間で、インドの医薬品業の支出は9%から12%増加し、上位10カ国に入ると予測されており、2024年までに650億ドル、2030年までに1,300億ドルに達する見込みです。

c. Automobile 自動車産業

インドの自動車産業は、世界第3位の市場として世界的にも重要な地位を誇り、製造GDPの49%、GDP全体の7.1%を占める占めています。特に、インドは世界最大の二輪車メーカーであり、年間2,100万台以上の製品を生産しています。2023年11月時点において、乗用車の販売台数は3,000万台に達し、2022年同期比で3.7%の伸びを示しています。2022年から2023年にかけて、インドは自動車の輸出が大幅に増加し、4,761,487台に達しました。前述の通り、自動車の国内総生産（GDP）に対する寄与率は7.1%となっており、これは1992～1993年の2.77%との比較で見ると大きな飛躍といえます。また、自動車産業は重要な雇用主でもあり、約1,900万人を直接的・間接的に雇用しています。

自動車産業への直接投資は積極的に奨励されており、インド経済成長の触媒として機能しています。自動承認ルートによる100%のFDIも認められており、2015～2023年度の自動車産業へのFDI流入額は、1,180億ドルに達し、2023年9月時点のFDI流入額全体の5.41%を占めます。

産業の開発促進のため、政府はさまざまなイニシアチブを実施しています。

- 自動車産業は、自動車産業向け生産連動インセンティブスキームのガイドラインに含まれています。先進自動車技術（AAT）製品の製造に携わる企業にインセンティブを支給するものです。
- NATRiP (National Automotive Testing and R&D Infrastructure Project) は、インドの自動車産業を世界とシームレスにつなぐことで、世界の自動車産業におけるインドの地位向上を目指すものです。当該計画では、自動車試験、ホモロゲーション、研究開発のための最先端施設を建設し、既存の2つの施設を最新の技術と設備でアップグレードし、最終的に、グローバルな自動車産業界におけるインドのコア・コンピタンスを強化することを目指します。
- FAME (Faster Adoption & Manufacturing of Electric Vehicles) スキームは、二輪車、三輪車、四輪車、バスを対象としたハイブリッド車と電気自動車の生産を促進するための需要インセンティブを提供するものです。FAMEスキームは、2020年以降、年間600万～700万台のハイブリッド車と電気自動車（EV）の販売を達成することを目的とした「電動モビリティ2020年国家ミッション」の下、導入されました。
- The Automotive Mission Plan 2016-26は、電動モビリティとシェアード・モビリティの拡大と進歩のための有利な環境作りを目指すものです。
- 政府は、従来の燃料源への依存を減らすため、電気自動車やエタノール自動車を積極的に推進しています。
- Battery Swapping Policy - 放電されたバッテリーを充電されたバッテリーと交換するバッテリー交換を推進する取り組みです。放電したバッテリーを別々に充電することで時間を節約し、従来の「固定」バッテリーに起因するEVセクターの非効率性を軽減することを目的と

しています。

加えて、EV市場の大幅な成長が見込まれており、2022～2030年の成長率は49%、2030年には500億ドルに達すると予測されています。また、2030年までに500万人の直接的・間接的雇用を生み出すことも予測されています。インドは、2030年までに最大のEV市場になる見通しであり、今後8～10年間で2,000億ドルを超える大きな投資機会となることが想定されます。

これらは、新車販売の30%を電気自動車にするというインド政府の公約に沿ったものです。インドの自動車産業は、政府によるイニシアチブと電気自動車の需要増に牽引され、ダイナミックな成長を見せており、インドは自動車産業界における巨人のひとつに位置づけられています。



CONCLUSION 結論

インドは、事業の発展・成長を目指す外国企業にとって、大きな可能性を秘めた国です。一方で、法律や規制、文化的背景について理解・把握し、しっかりと対応することも重要となります。外国企業は、まず、インドでのプレゼンス確立に関して、リエゾンオフィス・支店・プロジェクトオフィス・子会社等、利用可能な選択肢について、メリット・デメリットを含めて慎重に検討する必要があります。また、エクイティファイナンスやデットファイナンス等、資金調達における選択肢を理解することも、インドで事業を継続・成長させる上では極めて重要です。為替管理や投資規制、その他FDIガイドライン等の遵守も、事業継続のためには避けては通れません。税法及び雇用法の主要ポイントについての理解も必須です。

加えて、綿密な調査、信頼できる専門家からのアドバイス、現地パートナーとの強固な関係構築は、インドでビジネスを成功させるための重要な要素です。これらに留意した上で、インドで効果的にビジネスを展開することができれば、インドの広大な市場潜在力を活かすことができるでしょう。

Please note that the information contained in this note is not legal advice or legal opinion and is based on laws/ regulations as on the date of this note. The contents herewith are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause. This document contains images that have been generated by using AI-powered products and tools.

LEADERSHIP



SOUVIK GANGULY

MANAGING PARTNER & HEAD -
CORPORATE PRACTICE



DENI SHAH

PARTNER- INDIRECT TAX &
GLOBAL TRADE



VIDUSHI MAHESHWARI

PARTNER - DIRECT TAX



RENJITH NAIR

PARTNER - DISPUTES

For any queries, please feel free to contact us at al@acuitylaw.co.in

Contact Us



Website

www.acuitylaw.co.in



Email

al@acuitylaw.co.in



Address

Marathon Icon, Off Ganpatrao
Kadam Marg Lower Parel,
Mumbai, India